
平成23年9月29日（木曜日）

応招議員（15名）

1番	千葉伸孝君	2番	高橋兼次君
3番	佐藤宣明君	4番	阿部建君
5番	山内昇一君	6番	山内孝樹君
7番	星喜美男君	8番	菅原辰雄君
9番	小山幸七君	10番	大瀧りう子君
11番	及川均君	12番	鈴木春光君
14番	三浦清人君	15番	西條栄福君
16番	後藤清喜君		

出席議員（15名）

1番	千葉伸孝君	2番	高橋兼次君
3番	佐藤宣明君	4番	阿部建君
5番	山内昇一君	6番	山内孝樹君
7番	星喜美男君	8番	菅原辰雄君
9番	小山幸七君	10番	大瀧りう子君
11番	及川均君	12番	鈴木春光君
14番	三浦清人君	15番	西條栄福君
16番	後藤清喜君		

欠席議員（なし）

説明のため出席した者の職氏名

町長部局

町	長	佐藤	仁君
副	町	長	遠藤健治君

会計管理者兼出納室長	佐藤 秀一 君
総務課長	佐藤 徳憲 君
震災復興推進課長	及川 明 君
町民税務課長	阿部 俊光 君
保健福祉課長	最知 明広 君
環境対策課長	千葉 晴敏 君
建設課長	西城 彰 君
産業振興課長	佐藤 通 君
産業振興課参事 (農林行政担当)	佐々木 三郎 君
上下水道事業所長	千葉 雅久 君
危機管理課長	三浦 清隆 君
総合支所長 兼地域生活課長	阿部 敏克 君
総合支所町民福祉課長	千葉 和之 君
公立志津川病院事務長	横山 孝明 君
総務課長補佐 兼総務法令係長	男澤 知樹 君
総務課主幹兼財政係長	佐藤 宏明 君

教育委員会部局

教 育 長	佐藤 達朗 君
教育総務課長	芳賀 俊幸 君
生涯学習課長	及川 庄弥 君

監査委員部局

代表監査委員	
事務局長	佐藤 広志 君

選挙管理委員会部局

書記長	佐藤 徳憲 君
-----	---------

農業委員会部局

事務局長	佐々木 三郎 君
------	----------

事務局職員出席者

事 務 局 長	佐 藤 広 志
上 席 主 幹 兼 総 務 係 長 兼 議 事 調 査 係 長	佐 藤 孝 志
主 事	加 藤 優 美 子

議事日程 第5号

平成23年9月29日（木曜日）

午前10時 開議

- 第 1 会議録署名議員の指名
- 第 2 会期の延長
- 第 3 東日本大震災対策特別委員会報告
- 第 4 議案第82号 平成23年度南三陸町一般会計補正予算
- 第 5 議案第83号 平成23年度南三陸町病院事業会計補正予算
- 第 6 議案第84号 南三陸町放課後児童健全育成事業の実施に関する条例の一部を改正する条例制定について
- 第 7 議案第85号 南三陸町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例制定について
- 第 8 議案第88号 南三陸町環境基本条例等の一部を改正する条例制定について

本日の会議に付した事件

日程第1から日程第8まで

午前10時00分 開議

○議長（後藤清喜君） おはようございます。

9月14日から定例会が始まりまして、きょうで9日目でございます。お疲れのところもありますけれども、健康には十分留意いただきまして、ひとつ復旧復興のため頑張っていきたいと思っております。

ただいまの出席議員は15人です。定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

教育委員長が出席しております。

なお、傍聴の申し出があり、これを許可しております。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付したとおりであります。

日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（後藤清喜君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第119条の規定により、議長において14番三浦清人君、15番西條栄福君を指名いたします。よろしく願いいたします。

日程第2 会期の延長

○議長（後藤清喜君） 日程第2、会期の延長を議題といたします。

お諮りいたします。

本定例会の会期は、本日までと議決されておりますが、議事の都合により、10月7日までの8日間延長し、うち休会を9月30日、10月1日、2日、3日といたしたいと思っております。

これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（後藤清喜君） ご異議なしと認めます。よって、会期は10月7日までの8日間延長することに決定いたしました。

日程第3 東日本大震災対策特別委員会報告

○議長（後藤清喜君） 日程第3、東日本大震災対策特別委員会報告を行います。

東日本大震災対策特別委員会における委員長報告がなされております。

お諮りいたします。

本件についての委員長報告は、議長を除く議員全員による特別委員会であり、お手許に報告書が配付されておりますので、会議規則第141条第3項の規定によって、省略することとしたいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（後藤清喜君） ご異議なしと認めます。よって、委員長報告は省略することに決定しました。

委員会審査報告が終わりましたが、委員長報告に対する質疑については、各議案ごとに行います。

以上で、東日本大震災対策特別委員会の委員長報告を終わります。

日程第4 議案第82号 平成23年度南三陸町一般会計補正予算

○議長（後藤清喜君） 日程第4、議案第82号平成23年度南三陸町一般会計補正予算を議題といたします。

本案については、東日本大震災対策特別委員会における委員長報告がなされております。

これより委員長報告に対する質疑に入ります。

（「なし」の声あり）

○議長（後藤清喜君） ないようでありますので、これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

（「なし」の声あり）

○議長（後藤清喜君） なければ、これをもって討論を終結いたします。

これより議案第82号を採決いたします。

本案は、委員長報告のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（後藤清喜君） ご異議なしと認めます。よって、本案は、委員長報告のとおり可決することに決定しました。

日程第5 議案第83号 平成23年度南三陸町病院事業会計補正予算

○議長（後藤清喜君） 日程第5、議案第83号平成23年度南三陸町病院事業会計補正予算を議題といたします。

本案については、東日本大震災対策特別委員会における委員長報告がなされております。

これより、委員長報告に対する質疑に入ります。

(「なし」の声あり)

○議長(後藤清喜君) ないようでありますので、これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

(「なし」の声あり)

○議長(後藤清喜君) なければ、これをもって討論を終結いたします。

これより議案第83号を採決いたします。

本案は、委員長報告のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(後藤清喜君) ご異議なしと認めます。よって、本案は、委員長報告のとおり可決することに決定しました。

日程第6 議案第84号 南三陸町放課後児童健全育成事業の実施に関する条例の一部を改正する条例制定について

○議長(後藤清喜君) 日程第6、議案第84号南三陸町放課後児童健全育成事業の実施に関する条例の一部を改正する条例制定についてを議題といたします。

職員に議案を朗読させます。朗読は必要部分のみといたします。事務局。

〔事務局朗読〕

〔朗読分省略〕

○町長(佐藤 仁君) ただいま上程されました議案第84号南三陸町放課後児童健全育成事業の実施に関する条例の一部を改正する条例制定についてをご説明申し上げます。

本案は、今回の震災により被災した志津川地区放課後児童クラブの事業実施位置を変更するとともに、当該事業に係る利用料について、平成23年度分においてはこれを徴収しないこととしたため、関係条例の一部を改正するものであります。

細部につきましては、担当課長からご説明を申し上げますので、よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願いを申し上げます。

○議長(後藤清喜君) 担当課長の細部説明を求めます。保健福祉課長。

○保健福祉課長(最知明広君) それでは、議案第84号の詳細について説明をさせていただきます。

この条例改正は、町内の放課後児童クラブが被災いたしまして、利用困難な状況の中、カル

チュア・コンビニエンス・クラブ株式会社様のご厚意によりまして、志津川小学校地内に児童館を寄贈いただきました。その児童館で従来の放課後児童クラブを再開するための条例の一部改正でございます。

それでは、議案参考資料の1ページをお開きください。

まず、第2条におきまして、その実施位置でございますが、志津川字城場41番地、これは志津川小学校地内になりますが、41番地に変更いたします。

次に、第3条におきまして、対象児童として、原則志津川小学校児童といたし、第2項におきまして、町内の小学校児童も利用対象にできるよう文言の整理をしております。

次に、第5条になります。一番下の段、それから2ページにわたりますが、第5条で、開設時間を平日において30分延長をいたし、保護者の方々への負担軽減を図ってまいります。

それから、最後に、附則におきまして、その利用料については、平成23年度は徴収しないものとするものであります。

なお、ここで、第2条で歌津地区の放課後児童クラブを削除しておりますが、ただいま歌津中学校の近くの町有地にNPO団体よりご協力をいただきまして設置すべく準備を進めております。

以上でございます。よろしく願いいたします。

○議長（後藤清喜君） 担当課長の細部説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。10番大瀧りう子君。

○10番（大瀧りう子君） 大変待っていましたがばかりに子どもたちが喜ぶと思います。

それで、お尋ねしますが、この開設時間は延長したということですが、今までは夏休み、冬休み、春休み、そういうのも開設しているんですが、その辺はどうなるのか、1点。

それから、平成23年度は利用料を徴収しないと、そういうことなんですが、平成24年度はどういうふうに考えているのか、その辺をお聞かせ願います。

○議長（後藤清喜君） 保健福祉課長。

○保健福祉課長（最知明広君） 夏休み等は実施するのかなというようなことですが、年末年始を除きまして、休み中も実施をするというようなことですが。

平成24年度につきましては、その時の状況を見て判断をしたいと思っております。とりあえず、附則では平成23年度は徴収しないということにさせていただきます。

○議長（後藤清喜君） 10番大瀧りう子君。

○10番（大瀧りう子君） 年末年始を除いて夏休み、冬休み、それから春休みも実施するという

ことで、今までどおりということによろしいですね。

それで、定員が30人ということなのですが、これで十分なのかなという気がします。というのは、前とは大分条件が違っていると思うんですね。働く場所がないお母さんたちもいますけれども、預かってもらって働きたいという方たちもいると思いますので、この30人の人数についてはどういうふう考えているのか。

それから、利用料の減免なのですが、これは1年だけというわけにはできないと思いますので、平成24年度も引き続き、ぜひこれを実行してほしいと、そう強く願いますので、その辺をもう一度検討してほしいなと思います。

○議長（後藤清喜君） 保健福祉課長。

○保健福祉課長（最知明広君） 定員の考え方といいますか、そういったことなのですが、今回、ご寄贈いただいた児童館でございますが、26.8坪というふうなことで、余り広いものではございません。そこで30名以上となると非常に厳しいところもあると。今言われたように、保護者の方の形態が大分変わっております。実際には、今、小学校の方でもバスで送迎をしているというようなことがございまして、その関係で、つなぎとしてNPOさんに土曜の授業をやっていただいていたんですが、その際には志津川小学校はちなみに3名だったというようなことがございます。多分、家に保護する方がいらっしゃるあるいはそういう送迎バスがあるというようなことで、実際は減っているのかなというような感じは受けております。

ただ、今回は町内の方はどなたでも結構だと、いわゆる保護者の関係ですね。そういうふうに門戸を広げておりますので、30名までぜひ受け入れたいと、そういうふう考えております。

それから、平成24年度につきましては検討させていただきたいと思います。よろしく願いいたします。

○議長（後藤清喜君） 10番大瀧りう子君。

○10番（大瀧りう子君） これはあくまでも臨時的な児童クラブだと思うんですが、今後、将来的にきちんとしたものをまた設置していかなくてはならないと思います。

その際は、考え方として大変場所的にも難しい面もありますけれども、その辺の復興計画の中でどういうふう考えているのか、もしわかりましたら町長、答弁お願いしたいと思います。利用料についても一緒にお願いいたします。

○議長（後藤清喜君） 佐藤町長。

○町長（佐藤 仁君） これからの実施計画の中におきまして、その辺は検討させていただきたいというふうに思います。

利用料の件につきましても今後検討させていただきたいと思います。

○議長（後藤清喜君） ほかに。

（「なし」の声あり）

○議長（後藤清喜君） ないようでありますので、これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

（「なし」の声あり）

○議長（後藤清喜君） なければ、これをもって討論を終結いたします。

これより議案第84号を採決いたします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（後藤清喜君） ご異議なしと認めます。よって、本案は、原案のとおり可決されました。

日程第7 議案第85号 南三陸町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償
に関する条例の一部を改正する条例制定について

○議長（後藤清喜君） 日程第7、議案第85号南三陸町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例制定についてを議題といたします。

職員に議案を朗読させます。朗読は必要部分のみといたします。事務局。

〔事務局朗読〕

〔朗読分省略〕

○議長（後藤清喜君） 提出者の説明を求めます。佐藤町長。

○町長（佐藤 仁君） ただいま上程されました議案第85号南三陸町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例制定についてをご説明申し上げます。

本案は、東日本大震災に対応する応急仮設住宅の一団の区域及び行政区に設置する衛生組合長及び保健福祉推進員に支給する報酬について、月額による支給といたく合わせてスポーツ基本法の施行に伴い、従来の体育指導員にかわり設置することとなるスポーツ推進委員に対し、報酬及び費用弁償を支給したいため、本条例の一部を改正するものであります。

細部につきましては、担当課長からご説明を申し上げますので、よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（後藤清喜君） 担当課長の細部説明を求めます。総務課長。

○総務課長（佐藤徳憲君） それでは、複数課にまたがりますので、私の方から細部説明をさせていただきますが、現在、仮設住宅への自治会の設立ということで58団地中、昨日まで46の団地で自治会が設立されております。その自治会のうち、地域限定の自治会につきましては行政区長さんあるいは衛生区長さんがそのまま仮設住宅の方も面倒見ていただけるんですが、一般抽選等の仮設住宅につきましては、自治会長さんを行政連絡員として委嘱して、町の非常勤として報酬を支払うということで、これにつきましては7月20日の臨時会で決定をいただいておりますが、今回、その行政連絡員さんを置く自治会に、提案理由にございますように、衛生組合長さん並びに保健推進員さんも合わせて設置をしたいということで、その関係の議案でございます。

それで、その報酬でございますけれども、議案書の16ページ、これまでは衛生組合長、保健推進員は年額で支給されてございましたけれども、行政連絡員さんと同様に月額に改めて報酬等を支給したいということで、「年額」から「月額」に変更をさせていただきたいということでございます。

それから、下段の体育指導員でございますが、これにつきましても、提案理由にございますように、スポーツ振興法がスポーツ基本法という法律が変わりまして、従来の「体育指導員」が「スポーツ推進委員」と、そういった名称になりましたことによりまして「体育指導員」をス「ポーツ推進委員」に改めると、こういう内容でございます。

よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

○議長（後藤清喜君） 担当課長の細部説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。

（「なし」の声あり）

○議長（後藤清喜君） ないようでありますので、これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

（「なし」の声あり）

○議長（後藤清喜君） なければ、これをもって討論を終結いたします。

これより議案第85号を採決いたします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（後藤清喜君） ご異議なしと認めます。よって、本案は、原案のとおり可決されました。

日程第 8 議案第 8 8 号 南三陸町環境基本条例等の一部を改正する条例制定について

○議長（後藤清喜君） 日程第 8、議案第 88 号南三陸町環境基本条例等の一部を改正する条例制定についてを議題といたします。

職員に議案を朗読させます。朗読は必要部分のみといたします。事務局。

〔事務局朗読〕

〔朗読分省略〕

○議長（後藤清喜君） 提出者の説明を求めます。佐藤町長。

○町長（佐藤 仁君） ただいま上程されました議案第 88 号南三陸町環境基本条例等の一部を改正する条例制定についてをご説明申し上げます。

本案は、昨年 3 月に開催された南三陸町議会行財政改革に対する特別委員会における決定に基づき、本年 5 月、議長から通知されました町の附属機関への町議会議員の就任について、これを除外することとして対応したため、関係条例の一部を改正するものであります。

細部につきましては、担当課長からご説明を申し上げますので、よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（後藤清喜君） 担当課長の細部説明を求めます。総務課長。

○総務課長（佐藤徳憲君） 議案参考資料の 26 ページでございます。

ただいま町長から申し上げましたように、法令で定められている以外の議会議員の審議会の就任については、本年 5 月 26 日、議会議長から通知がございまして、今後、町の附属機関へは就任しないということでございますので、現在、審議会が 3 件あるわけでございますけれども、その審議会の議案を改正するというところでございます。

それから、26 ページの第 1 条関係でございますが、環境基本条例、現行の第 2 号に「町議会議員」とございますが、改正案ではこれを除いてございます。

同じく、中段の産業審議会条例、これも第 2 号に「町議会議員の議員」とこれまで記載、就任していただいておりますが、改正案ではこれを除いてございます。

それから、次のページでございますけれども、総合計画審議会条例、これも第 2 条で「町議会議員」と記載されてございますが、改正案ではこれを除くということで、法令で定められ

ている以外の審議会については、今後、就任しないということでございますので、そのように改正をさせていただきました。

以上で、細部説明を終わらせていただきます。

○議長（後藤清喜君） 担当課長の細部説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。

（「なし」の声あり）

○議長（後藤清喜君） ないようでありますので、これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

（「なし」の声あり）

○議長（後藤清喜君） なければ、これをもって討論を終結いたします。

これより議案第88号を採決いたします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（後藤清喜君） ご異議なしと認めます。よって、本案は、原案のとおり可決されました。

お諮りいたします。

以上で、本日の日程は全部終了しました。

本日は、これにて延会することとし、平成22年度決算審査特別委員会の終了後、本会議を開くことといたしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（後藤清喜君） ご異議なしと認めます。よって、本日は議事の関係上、これにて散会することとし、平成22年度決算審査特別委員会の終了後、本会議を開くことといたします。

本日は、これをもって散会といたします。

午前10時24分 散会